

## 静岡県医療救護計画の改定

(静岡県健康福祉部地域医療課)

### 1 概要

本県では、昭和58年に、予想される東海地震の災害から、地域住民の生命、健康を守る医療救護体制を確立するため、「東海地震に対する静岡県医療救護計画」を策定した。

その後、阪神淡路大震災や、被害想定の見直し等、状況の変化に応じた改定を重ねてきたところであるが、前回改定（平成18年11月）後のDMAT（災害派遣医療チーム）体制の整備や、東日本大震災における災害医療の状況を踏まえ、全面的な見直しを行うとともに、南海トラフ巨大地震をはじめとする様々な規模の災害や、県外大規模災害等に対応するため、「静岡県医療救護計画」に改称した。

### 2 主な改定事項

<p><b>(1) 医療救護期間の区分の設定 ⇒ フェーズ区分及び長期化等への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災では長期的な対応が必要となったことから、発災後1ヶ月程度までを3つのフェーズに区分し、フェーズ別の活動計画を定める。</li> <li>【フェーズⅠ：超急性期（発災～48時間）】 広域医療搬送、DMAT受入れ</li> <li>【フェーズⅡ：急性期（3日目～1週間）】 災害医療コーディネート活動、日赤・医師会等受入れ</li> <li>【フェーズⅢ：亜急性期～中長期（1週間～1ヶ月）】 都道府県医療チーム受入れ、平時の医療への移行</li> </ul>
<p><b>(2) 地域災害医療対策会議及び災害医療（医療・薬事）コーディネーターの設置 ⇒ 地域の災害医療提供体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域災害医療対策会議の設置 原則として二次医療圏単位で県内9箇所に設置し、災害拠点病院等、地域の災害医療関係者によるネットワークを平時から構築</li> <li>災害医療コーディネーターの設置（40名程度） 災害医療に精通した災害拠点病院の医師を中心に委嘱し、災害時に地域の医療資源需給調整等を実施</li> <li>災害薬事コーディネーターの設置 薬剤師をコーディネーターとして委嘱（120名程度）し、災害時に医薬品等及び薬剤師の確保・調整を実施</li> </ul>
<p><b>(3) 広域受援体制 ⇒ 円滑な支援の受入れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害対策本部内のDMAT調整本部の設置や、日赤、医師会等関係団体との連携により、県外DMATや日赤救護班、JMAT（日本医師会災害医療チーム）等医療チーム受入体制を整備</li> <li>DMAT等医療チームの派遣は、従来、空路による派遣ルートのみであるが、新東名高速道路を活用し、陸路による県内各地への派遣体制を全国に先駆け整備</li> </ul>
<p><b>(4) 応援派遣体制 ⇒ 県外大規模災害時等の本県からの応援派遣体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡DMATは現在11病院を指定し、出動に関する協定を締結済み 平成25年度中に21病院がDMATを保有する予定 静岡DMATの強化のため、資器材や出動車両を整備</li> <li>県内病院に応援班を設置し、静岡県医療救護チームとして県外派遣</li> </ul>

## 参 考

### ア 静岡県医療救護計画について

昭和54年8月に、静岡県全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、地震防災応急対策の具体化を推進するため、昭和58年に「東海地震に対する静岡県医療救護計画」を策定した。

### イ 改定経緯

年 月	改 定 内 容
昭和58年3月	「東海地震に対する静岡県医療救護計画」策定
平成8年3月	阪神淡路大震災、2次被害想定を踏まえた医療救護施設増等の改定
平成15年3月	3次被害想定発表、広域災害救急医療情報システム整備、広域医療搬送体制整備等に伴う改定
平成18年3月	市町合併に伴う修正及びASSISTⅡ活用、医師会等との協定に基づく広域応援体制等について改定
平成18年11月	災害拠点病院の追加指定、応援班の見直し、医薬品等確保・供給計画の改正に伴う改定

### ウ 計画の構成及び特徴

#### (1) 計画名称【変更】

本計画が様々な規模の災害や、県外大規模災害時にも対応することを踏まえ、現行の「東海地震に対する静岡県医療救護計画」から「静岡県医療救護計画」に改称

#### (2) 医療救護計画の位置付け【新規】

静岡県医療救護計画が、静岡県地域防災計画のうち、医療救護に係る事項の個別計画であることを明記（P1）

#### (3) 医療救護計画策定の目的【拡大】

東海地震に特化した現行の記載を、東海地震を含む大規模災害への対応に修正し、風水害、大規模事故等の局地災害にも対応することを明記（P1）

#### (4) 医療救護期間の区分【新規】

フェーズⅠ（超急性期：発災～48時間）、フェーズⅡ（急性期：3日目～1週間）、フェーズⅢ（亜急性期～中長期：1週間～1ヶ月）のフェーズ区分を定義し、フェーズ別の活動計画を記載（P2、19～23）

#### (5) 地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターの設置【新規】

東日本大震災における災害医療の状況を踏まえ、原則として二次医療圏単位で地域災害医療対策会議を設置し、地域の災害医療関係者による自律的なネットワークを平時から構築するとともに、災害時は災害医療コーディネーターを中心に、地域の医療資源の需給調整等を行うことを記載（P3、20、21）

#### (6) 災害薬事コーディネーターの設置【新規】

東日本大震災における医薬品等供給状況を踏まえ、災害薬事コーディネーターが県及び市町の医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完、実施することを記載（P3、28、29）

#### (7) 災害時の情報把握【新規】

東日本大震災により、災害時の情報把握の重要性、困難性が改めて認識されたことか

ら、災害時に使用する情報ツール等を新たな項目として記載（P 4）

(8) 津波被害等への対応【新規】

津波被害等により、医療救護施設自らが被災した場合の対応を新たに記載（P10）

(9) 重症患者の広域医療搬送【修正、追加】

域内搬送におけるドクターヘリの活用等、前回改定時からの状況変化による修正  
天候不順等で航空機の使用が困難な場合や、広域医療搬送基準に該当しないが被災地  
外での治療が望ましい患者等を想定し、陸路による広域医療搬送や、急性期以降の広域  
医療搬送を追加（P15～18）

(10) 広域受援体制【新規】

フェーズ別の県外DMAT、日赤救護班、JMAT（日本医師会災害医療チーム）等  
医療チームによる支援受入体制について考え方を整理し、新たな項目として記載  
（P19～23）

(11) 県災害対策本部、方面本部（保健所）の業務【新規】

災害時の県指揮系統、役割について、県内災害医療関係者との情報共有をさらに進め  
るため、新たな項目として記載（P23、24）

(12) 応援派遣体制【新規】

「受援」と「応援」の概念の違いを明確化するため、大項目として新たに記載  
主に県外大規模災害時に、本県からの応援派遣体制を担う静岡DMATや、各病院に  
設置する応援班、県医師会等医療関係団体等による応援派遣体制等について記載  
（P30～32）

エ 静岡県医療救護計画の位置付け（静岡県地域防災計画の個別計画）

